

議案第14号

豊橋市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について

平成30年3月29日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 山西正泰

豊橋市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第6号

豊橋市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市少年自然の家条例施行規則（昭和47年豊橋市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料減免の申請<u>手続</u>)</p> <p>第6条 条例第6条<u>ただし書</u>の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料減免の申請<u>手続き</u>)</p> <p>第6条 条例第6条<u>ただし書き</u>の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p>



様式第2号（その2）を削り、様式第2号（その1）を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

豊橋市少年自然の家使用承認書								
承認番号 第 号		年 月 日						
		様						
		豊橋市教育委員会 ㊦						
次のとおり使用を承認します。								
使用承認申請の区分	使用期間	年 月 日 時 分 から		年 月 日 時 分 まで				
	団体名							
	所在地							
	連絡先	電話番号		担当者氏名				
	使用者数	小人 人	大人 人	合計 人				
	使用目的	1. 宿泊訓練 2. 野外活動 3. 青少年の健全育成 4. その他（ ）						
使用料の区分	使用施設・物品・単位		単位	実施欄		金額		
	研修室	3時間	円	回	円			
	創作活動室	3時間	円	回	円			
	体育館	3時間	円	回	円			
	宿泊室	小人	1人	円	人	泊	円	
		大人	1人	円	人	泊	円	
	キャンプ場	小人	1人	円	人	泊	円	
		大人	1人	円	人	泊	円	
	物品	テント	1張	円	張	泊	円	
		毛布	1枚	円	枚	泊	円	使用料合計
炊事用具		1組	円	組	泊	円	円	
実費額の区分	シーツ	1枚	円	枚	円	実費額合計		
	炊事用薪	1束	円	束	円	円		
承認の条件	1. 使用目的以外に使用したとき、使用の条件に違反したとき、その他管理上特に必要があるときは、使用を制限することがあります。							
備考	1. 入所時に、本書を職員に提示し確認を受けてください。							

※使用の取り消しを受けるときは、使用取消願（様式第4号）に添えて提出してください。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

<p>豊橋市少年自然の家使用料減免申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p>申請者</p> <p>団 体 名</p> <p>代表者住所</p> <p>氏名</p> <p>電話</p> <p>次の事由のため、使用料を（ 減額 ・ 免除 ）してください。</p>	
使用目的	
減免を受けようとする事由及びその額	
使用日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
使用区分	
使用人員	人（小人 人、大人 人）
備考	

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。